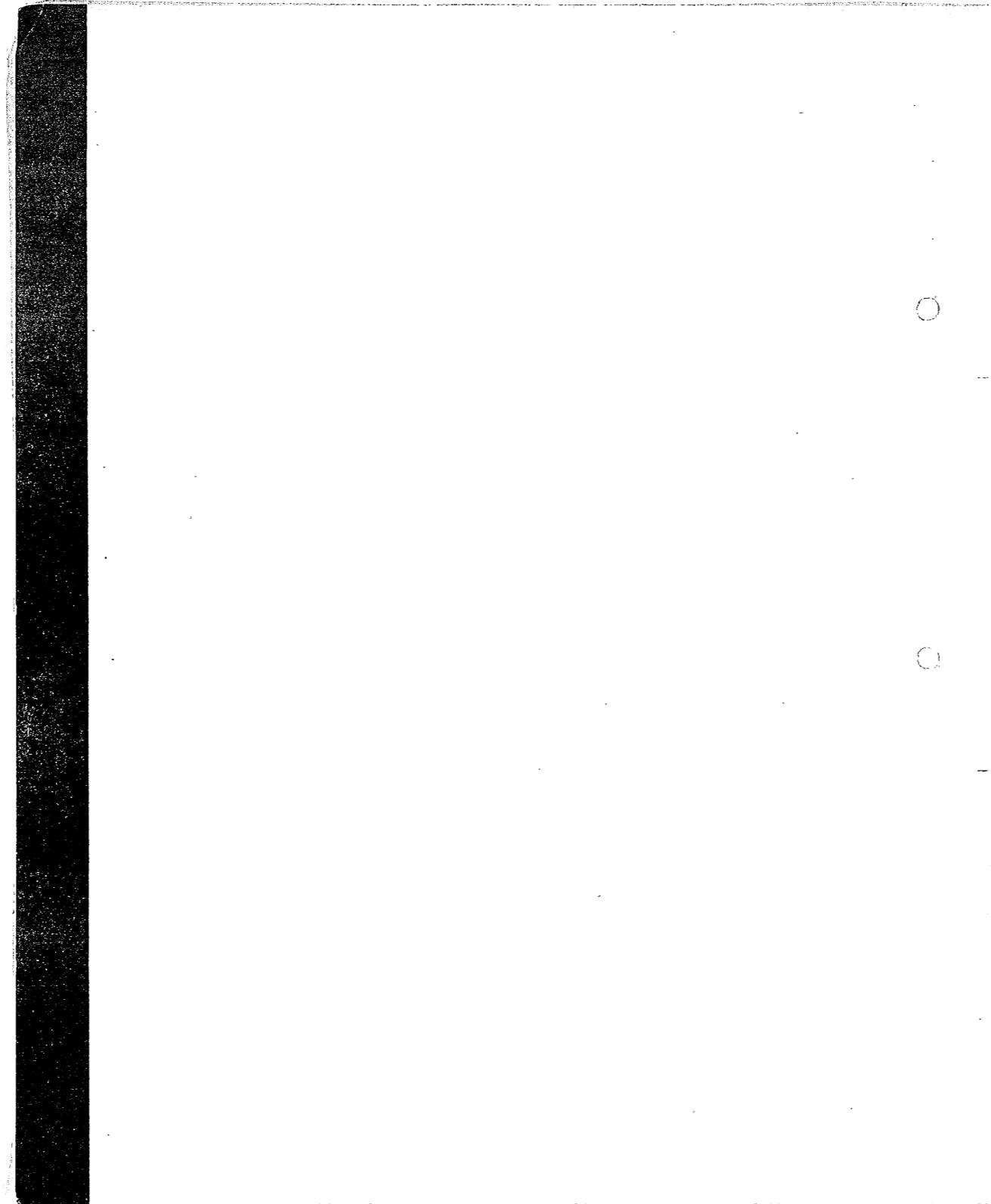


# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地 問題（プライス報告を含む）第四巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871</a>



沖縄軍用地地料の算定要領

地目別 等級	地料の算定	摘要
一級	二級	三級
一九五八年総生産収入額 × 三八%	一一〇八% 一一〇〇% 一〇〇% 七二%	一一〇% 一一〇〇% 一九五八年の総生産収入額は一九五五年の総生産収入額を基準として次のとおり算定する。
水田地料と同様 報告第五節による 第二級地 × 八〇%	六〇% 一千竈四一錢六六×(二期作×三三% 当月×七八%)+(副産物×〇五% 六%)	一千竈四一錢六六×(二期作×三三% 当月×七八%)+(副産物×〇五% 六%)
一般地 一級 二級 三級	水田地料と同様 報告第五節による 第二級地 × 八〇%	近傍類似の土地との比較地料を基礎として決定する。 市町村別地域差によつて五八%乃至七六%の差異が生ずる。
三畠	三畠	三畠
住宅地	住宅地	住宅地

第四回  
米穀其向高に  
に基くもの

公用地	六 戸、種地、溜池、沼、湿地、井雜	四 原 野	五 山 林	七 塩 田
第一級	第五級畠地 × 五〇% (A)	第一級	第一級	宅地一級地料と同額
(A) × 七〇%	(A) × 七〇%	(A) × 七〇%	(A) × 七〇%	(A) × 七〇%

1、那覇、石川、胡座地域等  
2、別途規定による

沖繩軍用地地料の算定要領

沖縄軍用地地料の算定要領

地目別	等級	地料の算定	摘要	要領
三 住 宅 地	二、畠	一、水 田	一級	一二〇 %
三 級	一 級	二 級	三 級	一〇八 %
二 級	一 級	一 級	一 級	一〇〇 %
第一分科委員会 報告第五節による 第二級地 × 八〇 %	水田地料と同様	一九五八年総生産収入額 × 三八 %	一千零四一錢六七×(一期作×三三) + (二期作×七八) + (副産物×〇五)	一九五八年の総生産収入額は一 九五五年の総生産収入額を基準 として次のとおり算定する
		六〇 %	六〇 %	
		七二 %	七二 %	
		一二〇 %	一二〇 %	
		一〇八 %	一〇八 %	
		一〇〇 %	一〇〇 %	

一九五八年の総生産収入額は  
九五五年の総生産収入額を基礎  
として次のとおり算定する

12月  
14日

		〔特別地域〕			
		1、那覇、石川、胡座地域等		2、別途規定による	
七 塙 田		四原 野			
七 塙 田	公用 用地	五 山 林 保安地	第一 級 第二 級	第五 級畠地 (A) × 五〇% (A)	
		六 種 地、井 戸、池、 沼、湿地	溜池、雜 地	(A) × 三三・三% (A)	
			宅地二級地料と同額		

## 2、別途規定による

外務省

軍用地開闢現地会議報告（要旨）

昭和三二一〇二三  
北東アジア課

沖縄軍用地問題に関する米琉合開委員会は十月十三日の第四回正式会議で、基本的項目に関する討議を完了したが、結論の主なるものの次のとおり。

一、賃貸借契約は「不定期」と、「五年以内の定期」の二種類とし、米国は琉球政府との間に総括賃貸借契約を結び、琉球政府は地主との間に基本賃貸借契約を結ぶ、新土地計画の効力日は一九五八年七月一日とする。

二、強制収用 告知後二カ月以内に琉球政府が地主と契約を結び得ないときは、米国は琉球政府に賃貸借権<sup>指</sup>を与える強制収用手続をとることが出来る。（従前は三十日）米国は強制収用手続を制定し、その中に適正補償決定機関を設ける。

三、地籍評価 地籍算定は農耕地、山林、原野等は一九五五年の底

科を基礎とし、總生産收入に一定の比率を乗じて算定し、（三級水田、畑地三八畝、一般原野は五級畠の五〇も）、宅地、商業地は隣接類似土地との比較地科により算定する。

地料評価は評価委員会を設け五年毎に改訂する。  
四 地料安定法 琉球政府は土地貯貸借価格安定期を立法し、金沖  
縦土地の地目別・等級別地料價格表を定める。

（右新規地料價格表は五八年七月一日に廻及適用され、軍用  
地料には右の最高基準が適用されることとなり、従来の年間地  
料額額三〇〇万弗は約六〇〇万弗となると推定される。）  
地料前払い 琉球が定める資格条件（本人の移民、代替地購入、  
住宅建築その他琉球政府の認定したもの等）に過ぎ承認された  
不定期契約の地主は五九年七月から六三年六月末までの間に、一  
九六九年六月で満了する十年分までの地料前払いを受けることが  
出来る。返済不能の既一括払い受領者はこの前払いに切替えら  
れる。

外務省

れる。

その後は賃貸いは廃止される。

開墾人は再評価の適用を受けない。

六 貸元補償 土地の復元又はこれに代る損害補償の基準の變遷は  
未だが、賃借権を終結する時に、米國、琉球政府及び土農所有者  
の間に於いて、公正且つ適当な方法で解決される。

（合同委員会見渡の第二、第三、第四回共同声明による）

外務省

南方班八〇

昭和三十三年十二月

# 沖繩軍用土地問題の成果

南方同胞援護会

目 次

現

一、沖縄軍用土地問題に関する <sup>(2)</sup> 地折衝の成果について	3
一、会議の議題並びに各分科委員会の構成	3
一、現地折衝における決定事項	4
一、別紙一号(基本賃貸借契約書並びに総括賃貸借契約書)	8
一、別紙二号(一九五八年決定の年間土地賃貸料算定方式)	15
一、別紙三号(琉球政府立法土地賃貸借価格安定法)(案)	17
一、附表一(一九五八年七月一日より実施の市町村別土地賃貸料予想総額)	19
一、附表二(沖縄における軍用地料支払額の変遷)	22

ま  
し  
が  
が

多年にわたり困難な折衝を重ねた沖縄における軍用土地問題も、ようやく基本的な懸案の妥結をみた。未解決な部分は常設委員会で逐次研究することとなつたが、この際決定事項の要目を収録し大方の参考に資するものである。

昭和三十三年十二月

吉田嗣延

## 沖繩軍用地問題に関する現地折衝の成果について

沖縄における米国軍の軍用土地政策の改善に関する現地の問題、次回会議を経て妥結した事項は別項のとおりである。なお右の諸事項は、米国政府より承認された旨十一月二十六日ブース高等弁務官から正式公報表がなされた。

会議の議題並びに各分科委員会の構成

- (八) 八月十一日から開かれる現地折衝合同会議に備え、八月八日沖縄側委員と、民政府ギリス副民政官との間に会議に提出すべき議題につき協議の結果次の八項目を決定、さらに双方から追加議題を追加することに意見の一一致をみた。

(九) また、委員会の構成並びに委員選出については、調整の結果八月十一日の合同会議で次のとおりそれぞれ決定した。

(一) 議題

(二) 貸貸借契約の様式

(三) 年間賃貸料を定める適切な評価方式

(四) 年間賃貸料の定期的再評価計画

(五) 賃貸借終結の際の米国の土地の原状回復の義務又はこれに代る損害補償の適切なる措置

(六) 協議による賃貸借権の得られない場合の收回用手続

(七) 琉球側による土地賃貸価格の安定を効果的に計る適切

(八) 次の二項目を加えた。

(九) 演習地の補償措置

(十) 恒久的常任委員会の設置

(十一) 各分科委員会の構成

(十二) 第一分科委員会の設置  
 (委員長) 安里積千代(立法院議長)  
 (副議長) 達敏(立法院議員、民主党幹部)  
 (議員) 池原新蔵(土地連合会副会長)

(十三) 以上の他、追加議題として次の二項目を加えた。

(十四) 地主が長期の賃貸借料の前払いを希望する場合の処理方法

(十五) なる立法措置

(十六) 米国の取得した限定付土地保有権の処理に関する計画

米国側  
(委員長) フライタク (土地裁判所判事)  
メドラーク (DE)  
アイゼンスタイン (土地裁判)  
ドゥーア (DE)

第三分科委員会  
琉球側 (委員長) 久貝 良順 (琉球政府法務局次長)  
知花 英夫 (立法院議員土地委員長)  
桑江 朝幸 (土地連会長)  
安次富信雄 (町村議長会会長)  
キングダ佐 (民政府法務副部長)  
クラーク (DE評価課長)

米国側 (委員長) ギブソン (民政府財政部)  
レイトン (DE)  
メドラーク (DE)  
アイゼンスタイン (DE)  
ドゥーア (DE)

琉球側 (委員長) 知念 朝功 (琉球政府官房長)  
山川 泰邦 (立法院議員)  
渡慶次賀喜 (町村長会長)  
長峯 秋男 (立法院議員)  
レイン (DE)  
クリスチ (民政府土地課長)  
ベリー (民政府)  
スラベリー (DE)

## 現地折衝における決定事項

### 一、賃貸借契約様式

賃貸借契約は次の四種に区分し、それぞれ別紙様式のとおりとする。  
(別紙1号)

1. 借地期間が不定期間の場合に使用する基本賃貸借契約書  
(地主と琉球政府)
2. 同総括賃貸借契約書 (琉球政府と合衆国政府)
3. 借地期間が五ヶ年以下の場合に使用する基本賃貸借契約書  
(地主と琉球政府)
4. 同総括賃貸借契約書 (琉球政府と合衆国政府)

### 二、各地別の年間賃料算定方式

各地別年の年間賃料算定方式は別紙のとおりとする。  
(別紙2号)

### 三、年間賃料の定期的再評価計画

農耕地、住宅地、商業地、山林、原野及び他の地目別土地等に関する賃料の再評価は、琉球政府の土地賃貸価格安定法の施行の日から五ヵ年後に行われる。その後の再評価は五年毎に行われる。

四、賃貸借終際の米国の土地の原状回復の義務又はこれに

### 代る損害補償の措置

土地を当初の状態に復元し、又はその代りに損害補償金を支払うべき合衆国の債務は、合衆国が賃借を終結するときに、地主と琉球政府及び土地所有者、又は利害関係ある相続人の間において公正、かつ、適当な方法で解決される。

### 五、協議による賃貸借権の得られない場合の取扱い

琉球政府が米国の必要とする土地に対し、賃借要請日付後六十日以内に契約を締結しない場合、米国政府は、同土地を強制取用により取得することができる。やむを得ない場合においては、その事情によってこの期間を短縮することができる。米国政府は強制取用手続規則を制定して取引宣告書を発すると共に、琉球政府に対し土地賃料額の支払いをなし賃借権を得し得るよう規定する。

### 六、琉球政府による地価の安定を効果的に計る適切な立法措置

別紙「琉球政府立法土地賃貸價格安定法案」のとおり。  
(別紙3号)

1. 新規の不定期賃借計画が実施された場合は、現在預託されている資金は、新規計画に基づく賃料の支払いに充当される。

2. 地主が長期の賃料の前払を希望する場合の処理方法

### 七、米国が取得した限定期地保有権の処理方法

1. 限定期地保有権の賃借権への切換え。  
2. 限定期地保有権は、その限定期地保有権が取得された日付をもつて不定期賃借権に切換えられる。

### 八、地主が長期の賃料の前払を希望する場合の処理方法

1. 賃料の前払いを行う期間は、一九五九年七月一日から十カ年間とする。  
2. 一九五九年七月一日以後においてある年数について賃料の前払いを受ける地主に対しては、当該賃貸借契約の日現在の現行賃料に基づき支払うものとし、該賃料の前払



基本賃貸借契約書式第1号の4項の代替支払に関する節

4. 本契約に基く年間賃借料は\$\_\_\_\_\_である。賃貸人は(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)より(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)迄の期間に対する賃借料の金額払いとして\$\_\_\_\_\_を受領した事を承認する。政府は(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)付(\_\_\_\_年\_\_月\_\_日)より19\_\_\_\_年6月30日迄の期間に対し\$\_\_\_\_\_を支払い且つ年間賃借料は、それ以後各年の7月1日に前もって支払うものとする。かかる前払い賃借料には如何なる利息も付さない。

説明

添書“A”地図  
添書“B”年間賃借料表  
添書“G”前払賃借料表

書式第1 A号

MASTER LEASE

賃貸借契約第一号

Between

The Government of the Ryukyu Islands and  
The United States of America

琉球政府とアメリカ合衆国との総括賃貸借契約

1. \_\_\_\_年\_\_月\_\_日琉球列島、沖縄、那覇に於て第一当事者即ち行政主席によつて代表される琉球列島政府(以下琉球政府といふ)と第二当事者、即ち、この契約書に署名する契約官によつて代表されるアメリカ合衆国(以下合衆国といふ)との両者間に締結されたこの契約は琉球政府が以下に述べる土地を合衆国政府に転貸することについて、先に当該土地の所有者たる個人、又は法人と締結した基本賃貸契約に基き保有しているところの賃借権にかかるものである。

この両当事者は以下に述べる事項について次の通り契約し協定する。  
2. 琉球政府は、この契約書の一部である別紙添書Aならびに添書Bに述べる土地を合衆国政府に転貸し、同政府の必要に供せしめる。琉球政府は前述の土地を賃貸する権能及び法的権限があることを保証し、かつ、琉球政府が先に締結した基本賃貸契約に基き当該土地について取得した賃借権を所轄登記所において正式に登記せしめたことを保証する。

3. 1958年7月1日から1959年6月30日までの期間及び以下に定めるところにより合衆国政府が終結通知を発しない限り、或いは発するまでの不定期間継続して当該土地を保有すること、但し賃借料の支払については年々充分な資金が得られるものとする。

4. 合衆国政府は、この契約を締結したときに1959年6月30日までの賃借料として\_\_\_\_米ドルを琉球政府に支払い、その後各年の7月1日に金\_\_\_\_\$\_\_\_\_(\_\_\_\_)を前払いする。この前払い賃借料には、いかなる利息も付さない。

この契約の終結の日が周年の7月1日前である場合は、この契約によるいかなる

9

(別紙1号)

書式第1号 BASIC LEASE 琉球政府第\_\_\_\_号

基本賃貸借契約書

この契約は1958年〇月〇日 何、某 (以下賃貸人といふ) 及び琉球政府 (以下政府といふ) の両者間に於て締結され、次の通り規定する。

1. 賃貸人は\_\_\_\_(所有者又はその他の権利者) としてここに下記の土地を政府に賃貸する。

2. 政府は総括賃貸借契約書のもとに当該土地をアメリカ合衆国に転貸する権限を有する。この総括賃貸借契約の終結は、この契約の予告なしの終結となる。

3. この契約の期間は1958年7月1日に始り不定期間又は第2項の如き終結となる時迄に継続する。

4. 政府はこの契約の締結に際して賃貸人に19\_\_\_\_年6月30日迄の賃借料として\_\_\_\_米ドルを支払いその後各年間の期間につき賃借料金(\_\_\_\_)米ドルを毎年7月1日に前もって支払う。

この前払い賃借料には如何なる利息も付さない。

5. この契約の終結が周年の7月1日前に効力を生じたときはここに規定した如何なる前払い賃借料も配分又は返済もされない。

6. 政府は、この契約の期間中、当該土地に如何なる変更をも加え、又必要によつて如何なる地上物件をも設置する権限を有する。

7. 政府はアメリカ合衆国による地上物件の買上げ及び復元補償の支払いについて、賃貸人に代つて折衝をし、かつ契約をする権限を有する。

8. この契約の目的は当該土地に対して現在アメリカ合衆国が保有している賃借権を維持せることにある。

9. 賃貸人は1963年1月1日までに何時でも1969年6月30日までの前払い賃借料の追加支払を申請する権利を保留する。即ち周年の7月1日当日効力を発するよう、この申請は書面をもつてし、同年の4月1日前に認可を得なければならない。賃貸人の前払い受領申請が認可された場合は、前払い賃借料の該当期間中のいかなる再評価も、その増減のいかんに拘わらず、この契約には影響しない。この前払い金に対してはいかなる利息も付さない。

10. 再評価

以上の証拠として、両当事者は頃書の日付を以つてこの契約書に署名した。

琉球政府  
BY \_\_\_\_\_

※註は添付された第4項に示された如く、必要に応じて使用される他の支払いに関する節を意味する。

8

琉球政府  
BY \_\_\_\_\_  
琉球政府行政主席  
アメリカ合衆国  
BY \_\_\_\_\_  
(契約係官)

身分証明書

私は琉球政府の\_\_\_\_\_であり、また当該契約書に署名した  
は琉球政府の行政主席であつたことを証明します。

(印)

説明

添書“A”地図

添書“B”年間賃借料表

添書“C”前払賃借料表

註※第8頁に添附されている他の支払に関する節参照。

書式第1A号

代替支払項目

4. 本契約に基く賃借料に年間金\_\_\_\_\_弗\_\_\_\_\_仙(\$\_\_\_\_\_)である。賃貸人は添書“C”に支払われ如く記述されている賃借料は、該添書に記述された如く前払いされた事を承認する。合衆国政府は添書“B”に記述された如く1959年6月30日迄の賃借料金\_\_\_\_\_弗\_\_\_\_\_仙(\$\_\_\_\_\_)を本契約書の締結と同時に琉球政府に支払うものとする。以後各年7月1日に前もつて合衆国政府は本項目の頭初に明記した年間賃借料から改訂された添書“C”に記述された財産に対する前払賃借料を差引いたものを琉球政府に支払う。かかる前払い賃借料に対し利息は付されないものとする。

BASIC LEASE

琉球政府第\_号

基本賃借契約書

この契約は1958年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_\_(以下賃貸人といふ)  
及び琉球政府(以下政府といふ)の両者間に於て締結され、次の通り規定する。

1. 賃貸人は\_\_\_\_\_ (所有者又はその他の権利者)としてここに下記の土地を政府に賃貸する。
2. 政府は総括賃借契約書のもとに当該土地をアメリカ合衆国に転貸する権限を有する。この総括賃借契約の終結は、この契約の予告なしの終結となる。
3. この契約の期間は1958年7月1日に始り5年間又は上記2項の如くそれ以前に終結となるときまで維続する。
4. 政府はこの契約の締結に際して賃貸人に19\_\_\_\_年6月30日までの賃借料\_\_\_\_\_米

11

前払賃借料の配分又は返戻しも行わない。

支払いは(沖縄在合衆国陸軍地区計理官)が行う。

5. 合衆国政府はこの契約の期間中、当該土地に如何なる変更をも加え、また、必要によって如何なる地上物をも設置する権限を有する。

6. 復元補償請求権

7. 再評価

8. 合衆国政府は60日前に書面をもつて琉球政府に予告することにより、この契約をいつでも終結することができる。

毎年の7月1日の60日前に終結の通知をすれば、その翌年については賃借料は生じない。

9. この契約の目的は、当該土地について現在合衆国政府が取得している賃借権を継続せしめることにある。

10. “契約係官”とは合衆国政府に代つてこの契約を締結する者を云いその正式に任命された後任者及び公認された代理人を含むものとする。

11. この契約の規定によるいかなる通知も通知する当事者の正式の代理人が署名した書面をもつてし、琉球政府がこれを発する場合は

在の合衆国政府あてとし、また合衆国政府がこれを発する場合には

あてとする。

12. 琉球政府は手数料、歩合、仲介料、又は割前を与えることに同意し又は了解してこの契約を懇請し又は確保するためにいかなる者又は斡旋機関をも雇用又は委嘱しなかつた事を保証する。この保証に反した場合は、合衆国政府は債務を生じることなくこの契約を取消し又は、その自由裁量により上記手数料、歩合、仲介料又は割前の金額を賃借価格又は対価から差引く権利を有する。

13. 合衆国の如何なる議会議員若しくは代議員又は同国政府の職員若しくは雇用人もこの契約の分け前又は部分、或はこれによつて生ずるいかなる利益をも享受してはならない。

14. 琉球政府又はその代行人若しくは代理人が、この契約を確保する意図をもつて合衆国政府の職員又は雇用人に對し心付けを提供したことが契約係官によつて発見された時は、合衆国政府は心付けの額だけ賃借料を差引くことにより心付けの額を回収することができる。

15. 基本賃借契約の下記規定に基く地主の申請によつて心要とされる場合は、両当事者はこの契約を改正し補足することに同意する。即ち“賃貸人は1963年8月31日までは何時にも1969年6月30日までの前払賃借料の追加申請をなす権利を保留する。この申請は書面をもつてし、毎年7月1日から有効となるよう同年4月1日前に認可された場合は、前払い賃借料の該当期間になされたいかなる再評価もその増減のいかんにかかわらず、この契約に影響を及ぼすものでない。いかなる前払金についても利息を付さない。”

以上の証拠として、両当事者は頭書の期日をもつてこの契約書に署名した。

10

3. 合衆国政府が以下に定めるところにより終結通知を差ししない限り1959年7月1日から5ヶ年間当該土地を保有すること、ただし、賃借料の支払いのため年々充分な資金が得られるものとする。

4. 合衆国政府は、この契約を締結したときに1959年6月30日までの賃借料として\_\_\_\_\_米ドルを琉球政府に支払い、その後各年の期間については各年7月1日に\_\_\_\_\_米ドルを前もつて支払う。この前払い賃借料には、いかなる利息も付さない。

この契約の終結の日が暦年の7月1日前である場合はこの契約によるいかなる前払賃借料の配分又は返済もされない。

支払は（沖縄在合衆国陸軍工兵地区計理官）が行う。

5. 合衆国政府は、この契約の期間中、当該土地にいかなる変更をも加え、また、必要とされるいかなる地上物件をも設置する権限を有する。

6. 復元補償請求権

7. 合衆国政府は、60日前に書面をもつて琉球政府に予告することにより、この契約を何時でも終結する事が出来る。

暦年の7月1日の60日前に終結の通知をすればその翌年については賃借料は生じない。

8. この契約の目的は、当該土地について現在合衆国政府が取得している賃借権を継続せしめる事にある。

9. “契約係官”とは、合衆国政府に代つてこの契約を締結する者を云い、その正式に任命された後任者及び公認された代理人を含むものとする。

10. この契約の規定によるいかなる通知も通知をなす当事者の正式の代理人が署名した書面をもつてし琉球政府がこれを発する場合は\_\_\_\_\_在の合衆国政府あてとし、又合衆国政府がこれを発する場合には\_\_\_\_\_あてとする。

11. 琉球政府は手数料、歩合、仲介料、又は割前を与える事に同意し、又は了解して、この契約を懇請し、又は確保するためにいかなる者、又は斡旋機関をも雇用又は委嘱しなかつた事も保証する。この保証に反した場合には、合衆国政府は債務を生ずる事なく、この契約を取消し、又はその自由裁量により上記手数料、歩合、仲介料、又は割前の額を賃借価格又は対価から差引く権利を有する。

12. 合衆国のいかなる議会議員、若しくは代議員又は同国政府の職員若しくは雇用人は契約の分け前、又は部分或いはこれによつて生ずるいかなる利益をも享受してはならない。

13. 琉球政府又はその代行人若しくは代理人がこの契約を確保する意図をもつて合衆国政府の職員又は雇用人に對し、心付けを提供した事が契約係官によつて發見された時は、合衆国政府は心付けの額だけ賃借料を差引くことにより心付けの額を回収することが出来る。

ドルを支払い、その後各年間の期間につき賃借料\_\_\_\_\_米ドルを各年7月1日に前もつて支払う。この前払い賃借料には如何なる利息も付さない。

5. この契約の終結が暦年の7月1日前に効力を生じたときは、ここに規定した如何なる前払い賃借料も配分又は返済もされない。

6. 政府は、この契約の期間中、当該土地に如何なる変更をも加え、又、必要によつて如何なる地上物件をも設置する権限を有する。

7. 政府はアメリカ合衆国による地上物件の買上げ及び復元補償の支払いについて、貸貸人に代つて折衝をし、かつ契約をする権限を有する。

8. この契約の目的は1957年2月23日付民政府布令第164号の規定により、当該土地に対してアメリカ合衆国が現在取扱っている賃借権を引き継ぎ5年間継続させることにする。

以上の証拠として、両当事者は頭書の日付をもつてこの契約書に署名した。

琉球政府

BY \_\_\_\_\_

添書“A”地図

添書“B”年間賃借料表

添書“C”前払賃借料

書式第2 A号

MASTER LEASE 賃借契約第二号

Between

The Government of the Ryukyu Islands and  
The United States of America

琉球政府とアメリカ合衆国との総括賃借契約

1. \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日琉球列島、沖縄、那覇に於いて第一当事者、即ち行政主席によつて代表される琉球列島政府（以下琉球政府という）と第二当事者、即ちこの契約に署名する契約係官によつて代表されるアメリカ合衆国（以下合衆国政府という）との両者間に締結されたこの契約は琉球政府が以下に述べる土地を合衆国政府に転貸することについて先に当該土地の所有者たる個人又は法人と締結した基本賃借契約に基き保有しているところの賃借権にかかるものである。

この当事者は以下に述べる事項について次のとおり契約し協定する。

2. 琉球政府は、この契約書の一部である別紙添書“A”ならびに添書“B”に述べる土地を合衆国政府に転貸する。琉球政府は前述の土地を賃貸する権能及び法的権限があることを保証し、かつ琉球政府が先に締結した基本賃借契約に基き当該土地について取得した賃借権を所轄登記所において正式に登記せしめたことを保証する。

(別紙2号)

1958決定の年間賃貸料

算定方式

$$\begin{array}{l} \text{田} \\ \frac{1955\text{年水稻1期作反当収量}}{\text{(琉球統計報告第6巻1号(23))}} \times \frac{1958\text{年の増加率}}{(1.238)} \times \frac{\text{利 用 率}}{(1.78)} \\ \frac{180升\sim130升}{\text{×副産物収入}} \times \frac{\text{白米1升の価格}}{(50円)} \times \frac{\text{収益率}}{(0.38)} \div 300 = \text{田1作 787.} \end{array}$$

田3等地の坪当り年間賃貸料(A)

(A) × 1.20 = 田1等地の賃貸料 (A) × 1.08 = 田2等地の賃貸料

(A) × 0.72 = 田4等地の賃貸料 (A) × 0.60 = 田5等地の賃貸料

畑

田3等地の年間賃貸料(A) × 畑の収益率  $\frac{76\%}{76\%-58\%}$  = 畑3等地の坪当り年間賃貸料(B)

(B) × 1.20 = 畑1等地の賃貸料 (B) × 1.08 = 畑2等地の賃貸料

(B) × 0.72 = 畑4等地の賃貸料 (B) × 0.60 = 畑5等地の賃貸料 (B')

原野

畑5等地の賃貸料 (B') × 0.50 = 原野1等地の年間賃貸料 (C)

(C) × 0.70 = 原野2等地の賃貸料

山林

畑5等地の賃貸料 (B') × 0.333 = 山林1等地の年間賃貸料 (D)

山林1等地の年間賃貸料 (D)

(D) × 0.70 = 山林2等地の賃貸料

保安林

山林1等地の賃貸料 (D) と同額

墓地及び拝所

原野1等地の賃貸料 (C) と同額

宅地

近傍類似の賃貸料を基礎にして決定 (E)

100円~15円

(宅地3等地が存在する場合は宅地2等の80%とする)

雜種地、溜池及び池沼

宅地2等地 (E) の年間賃貸料と同額

公用地及び庭園

宅地1等地 (E) の年間賃貸料と同額

非細分土地

地域(リスト)内において最も多い地目の最も多い等級の年間賃貸料と同額

15.

以上の証拠として、両当事者は頭書の日付をもつてこの契約書に署名した。

琉球政府

琉球政府行政主席  
アメリカ合衆国

契約係官

身分証明書

私は琉球政府の \_\_\_\_\_ であり、又当該契約書に署名した \_\_\_\_\_ は琉球政府行政主席であつたことを証明します。

(印)

説明  
添書 "A" 地図  
添書 "B" 年間賃借料表  
添書 "O" 前払賃借料表

14

(別紙三号)

**琉球政府立法土地賃貸価格安定法(案)**

第一条 この立法は、土地の賃貸借に関する公正且つ適正な最高賃貸価格表を設定し、もつて当事者間の衝突を保持し且つ長期経済安定を達成することを目的とする。

第二条 公正且つ適正な土地賃貸価格を設定するため、賃貸料評議委員会(以下「委員会」という)を設置し、初回新規評議及びその後の各再評議を行わしめる。

第三条 委員会は十八名の委員からなり、委員は立法院の同意を得て、行政主席が土地所有者、借地人及び学識経験者の中から各々同数を任命する。

第四条 次の各号の一に該当する者は委員となる資格を有しない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 最後に任命される委員の任命は、この立法公布後できる限り早急に行わなければならない。
- 四 その後に任命される委員の任命は、再評議の行われる年二月に行わなければならない。
- 五 第六条各委員の任期は認可設定された賃貸価格表が公示されるときに終了する。

旧那霸市及び旧首里市	1956年度に米国が評価した額×増加率=年間賃貸料 1.50
旧真和志市及び旧小禄村	1956年度に米国が評価した額×増加率=年間賃貸料 1.80
石川市のビーチ地域	1956年度に米国が評価した額
特別地域	
雑種地、溜池、池沼、公用地、塩田等を除き地目の如何に拘らず宅地2等の賃貸料(E) × 0.50=特別地域の年間賃貸料	
指定地域	
美里村字泡瀬	128,455坪
宜野湾村字普天間、宜野湾	125,946〃
○ザ市字仲宗根、胡屋、嘉真良	51,861〃
嘉手納村字嘉手納、屋良	88,019〃
北谷村字桑江	104,557〃
読谷村字比謝江	33,050〃

註:算定した賃料÷120=坪当り弗価格。(仙以下3位迄算出し、2位に四捨五入する)

第七条 委員会は、この立法の施行期日現在で各市町村において台帳に登録された地目毎に且つ一筆原報に登録された土地の等級毎に年間賃貸価格表を決定する。

第八条 合衆国が賃借した土地について、その等級及び地目の等級毎に年間賃貸価格表を決定する。

第九条 委員会は、公正且つ適正な土地賃貸価格表を設定するため次の方法を採用する。(第二分科委員会提供)

第十一条 第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第九条及び第十条に定める手続に基づき、一九五八年七月一日から各五年目について七月一日現在で再評議を行い、最高賃貸価格表を決定しなければならない。

第十二条 認可設定された賃貸価格表は、公報をもつて公示することによつて安定法に編入される。

第十三条 いかなるものといえども認可設定された最高賃料

(附表1)

1958年7月1日より実施の市町村別賃借料予想総額

市町村名	坪 数	賃 借 料 総 額	現行地料に 對する割合		主要望額に 對する割合		坪当平均 賃貸料
			( \$ )	( B 円 )	%	%	
国頭	376,521	36,232	304	98	11.55		
上本部	718,859	82,551	215	100	13.78		
本部	223,028	9,906,172					
屋部	12,610	8,646	397	153	4.65		
名護	987,838.99	1,037,523					
恩納	4,541,664.40	224	295	142	21.27		
久志	1,861,718.12	26,829					
宜野座	106,642	27,229					
金武	6,341,508.30	3,267,516	281	55	3.31		
伊江	3,851,627	122,070					
北部小計	19,022,016.81	14,648,009	304	58	3.22		
石川	980,107.81	44,015					
美里	2,363,013.53	5,281,757	314	51	2.89		
与那城	82,989	4,257					
勝連	790,146	510,817	430	27	4.79		
具志川	1,666,705.74	180,768					
コザ	5,089,966.40	21,692,215	265	57	9.66		
読谷	6,844,545	276,835					
嘉手納	3,796,977.24	33,220,196	212	113	8.62		
北谷	2,898,928	782,824					
北中城	1,169,119	93,938,920	247	74.6	4.95		
中城	338,727	73,293					
宜野湾	2,407,549.05	8,795,216	212	109	8.97		
		255,021					
		30,602,521	199	94	12.95		
		8,112					
		973,461	283	109	11.73		
		85,613					
		10,273,534	213	117	13.00		
		228,824					
		27,394,039	184	101	16.49		
		581,886					
		69,826,272	203	99	13.72		
		735,866					
		88,303,930	225	88	12.90		
		536,070					
		64,328,426	229	72	16.94		
		428,868					
		55,752,813	203	78	19.23		
		154,887					
		18,586,391	189	93	15.90		
		53,384					
		6,406,058	283	86	18.91		
		388,308					
		46,596,996	220	88	19.35		

より高い賃貸料を支払い又は受領してはならない。  
第十四条 賃貸借地の所有者は、当該賃貸借地の表示即ちその位置、地積、地目及び等級並びに賃借人の氏名、住所、年間賃貸料額及び支払方法を記載した報告書を行政主席に提出しなければならない。

前項に定める報告は、賃貸借契約の締結から十五日以内に

賃貸借契約がこの立法の公布前から締結されている場合には、この立法の公布の日から一箇月以内になされなければならぬ。

第一項に定める報告は、琉球政府が当事者となる賃貸借契約については必要としない。

第十五条 いかなものといえども前条第一項に定める報告に虚偽の記述をしてはならない。

第十六条 賃貸借当事者は、この立法に定める賃貸料に基いて一定期間賃貸料の前払をなしその間その後になされる賃貸料の再評価に及ばない契約を締結することができる。

第十七条 この立法の施行期日前に締結された賃貸借契約でこの立法により公表される賃貸料より高い賃貸料を定めたものは、この立法の公布の日から一箇月間有効とし、その後は新規の賃貸料を適用する。

第十八条 賃貸借契約の当事者は、この立法により公表される賃貸料最高額より低い賃貸料を定めることができる。

第十九条 琉球政府による賃貸借の登記についてはいかなる手数料、税金又は役務費も生じないものとし、琉球政府による

賃貸借登記申請書の作成は必要としない。

第二十条 訴権。不満がある場合には琉球人地主は、坪当り賃借価格最高額に関する場合を除き、次のような関連的事項について司法機関又は事実判定機関による審理を受ける権利を有する。

#### 一 価格表の適用の誤り

#### 二 土地の表示に関する問題

#### 三 地上建築物の価格の問題

#### 四 坪数の誤り

第二十一条 第十三条の規定に違反した者は一年以下の懲役若しくは三百弗以下の罰金又はその両刑に処する。

第二十二条 第十四条第一項及び第二項の規定に定める報告を行わなかつた者は六箇月以下の懲役若しくは百五十弗以下の罰金又はその両刑に処する。

第二十三条 第十五条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは百五十弗以下の罰金又はその両刑に処する。

第二十四条 この立法は一九五八年七月一日から施行する。

市町村名	坪 数	賃 貸 料 総 額	現行地料に地主要望額に 対する割合	平均 賃貸料
上野	53,148	( \$ ) 1,449 (B円) 173,930	249	71 3.27
宮古小計	73,369	1,956 234,772	206	81 3.20
石垣	3,991	79 9,445	359	359 2.34
合 計	53,335,621.08	5,968,437.45 716,212,495	210	80 13.42

市町村名	坪 数	賃 借 料 総 額	現行地料に地主要望額に 対する割合	平均 賃貸料
西原	620,564.52	97,412 11,689,486	166	70 18.84
浦添	843,980.66	137,000 16,440,047	136	84 19.48
中部小計	29,893,318.95	3,799,743 455,969,188	206	87 15.25
那覇	2,737,384.98	1,276,802 153,216,202	198	69 55.97
旧那覇	165,858.95	534,234 64,108,112	189	87 386.52
旧首里	6,655	821 78,532	159	51 14.80
旧小禄	1,786,337	514,316 61,717,914	221	67 34.55
旧真和志	778,534.03	227,430 27,291,644	181	49 35.06
豊見城	74,275	5,874 704,937	258	75 9.49
兼城	4,901	880 105,616	255	69 21.55
三和	83,080	3,471 416,559	400	152 5.51
高嶺	55,314	1,930 231,654	462	38 4.19
東風平	34,373	1,042 125,046	588	238 3.64
具志頭	378,994	23,483 2,818,004	478	98 7.44
玉城	592,229	45,128 5,415,397	243	96 9.14
知念	45,452	2,210 263,991	312	68 5.81
佐敷	107,680	7,215 865,819	232	80 8.04
与那原	36,480.74	7,143 857,124	277	58 23.50
大里	13,804,60	950 114,051	296	147 8.26
南風原	19,870	3,454 414,483	195	115 20.78
仲里	40,739	743 89,156	200	78 2.19
具志川	48,294	1,629 195,439	275	26 4.05
渡名喜	70,054	1,889 226,692	212	21 3.24
南部小計	4,342,925.32	1,383,835 166,069,170	203	69 38.23
平良	6,652	205 24,613	208	189 3.70
城辺	13,569	302 36,229	111	111 2.67

沖縄における軍用地料支払額の変遷 (附表2)

23

期 間	総 額	面 積	単 価	記
1950年7月1日 1952年4月27日	125,669,615円	53,699,036坪	2.3円	布告91号に依り1953年より支払う。賃貸料匯のため要約に応ぜず、米民政府は、見廻金であり、資金の範囲内で契約するしないに係らず单なる領收証にて支払う。
1952年4月28日 1953年6月30日	137,450,324円	51,834,796坪	2.03円	1954年布告26号によつて要約成立の名目で契約のないまままで領收証によつて支払い。原價額を取扱う。契約のないままで黒崎申立訴願をする。1954年から1956年3月迄審理が続けられた。
1953年7月1日 1954年6月30日	109,868,713円	50,663,448坪	2.03円	
1954年7月1日 1955年6月30日	107,868,713円	50,663,448坪	2.03円	
布告26号訴願による裁定 地盤分(3年2ヶ月分)	543,618,656円			1956年布告26号による訴願審理終了によつて裁定がなされ、その地盤分(3年間)の裁定は1955年4月28日に適用支払がなされたためその地盤分(3年間)の裁定の分を支払う。
1955年7月1日 1956年6月30日	357,323,523円	50,145,902坪	0.9円	
1956年7月1日 1957年6月30日	392,892,358円 (軍用道路を含む) 52年2ヶ月分	50,145,902坪	0.9円	
1957年7月1日 1958年6月30日	350,783,537円	53,414,699坪	0.9円	
1958年7月1日 1959年6月30日	716,212,495円	53,414,699坪	13.42円	今回の税率折算地折衝によって双方納得し妥協した賃貸料の総額予想

昭和31年十一月

東京都港区芝新橋五ノ一

<b>権力回胞援護会</b>
電話 (43) 五六六九六二
振替貯金口座 東京五五四〇〇番